

橋 梁 点 検 業 務

特 記 仕 様 書

(令和8年度)

東大阪市土木部

土木環境課

橋梁点検業務委託 特記仕様書

本特記仕様書は、東大阪市が発注する道路橋定期点検事業業務委託に適用し、業務の内容について必要事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

本特記仕様書で記載のない事項については、大阪府都市整備部発行「測量、調査作業及び業務委託必携」によるものとする。なお、記載内容が一致しない事項を発見したときは、その旨を速やかに担当職員に通知し、その確認を求めなければならない。

1 業務目的

本業務は、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、橋梁について点検を行うものである。

調査結果は、橋梁の長寿命化修繕計画の基礎データとするものである。

2 業務内容

(1) 対象橋梁

本業務の点検対象橋梁は、道路橋86橋（別紙 橋梁リスト）のとおりとする。

(2) 計画準備

ア 業務計画書の作成

令和3年度の点検結果及び現地踏査結果を基に、対象橋梁の構造条件、立地条件等を把握するとともに、既往資料の収集・整理及び点検計画を立案する。その上で、作業が遅滞なく円滑に進捗するように、業務計画書を作成する。

イ 現地踏査

既存資料と現地状況の整合確認及び、業務計画書作成のための基礎データを収集する目的で現地踏査を実施する。また、橋梁点検時の安全対策として、現地の情報も入手する。

(3) 定期点検

ア 点検要領

本業務は、「東大阪市 橋梁定期点検要領」に準拠した点検方法を基本とするが、新技術の活用(※1)を必ず検討する。また、点検作業方法の変更による設計変更は認めないものとする。

(※1)

新技術の活用：「NETIS 登録技術」や「点検支援技術性能カタログに掲載されている技術」、また、「メーカーの新製品などで従来技術と比較してコストの縮減や事業の効率化等が期待される技術」などを対象とする。

イ 実施体制

○ 橋梁検査員（管理技術者）

「健全性の診断」を行うに際し、必要な次の能力と実務経験を有するものとする。

- ・ 橋梁に関する相応の資格又は相当の実務経験を有すること。
- ・ 橋梁の設計・施工に関する相当の知識を有すること。
- ・ 点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。
- ・ 点検結果を照査できる技術と実務経験を有すること。
- ・ 次の資格の内、必ず1つの資格を有する者が検査を行うこと。

（1）技術士（建設部門 鋼構造及びコンクリート）

（2）「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に記載されている資格のうち、施設分野が「橋梁」かつ知識・技術を求める者が「管理技術者・照査技術者」に該当するもの。

○ 橋梁点検員（点検を行う者）

「損傷の程度の評価」を行うに必要な次の能力と実務経験を有するものとする。

- ・ 橋梁に関する実務経験を有すること。
- ・ 橋梁の設計・施工に関する相当の知識を有すること。
- ・ 点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。
- ・ 次の資格の内、必ず1つの資格を有する者が点検を行うこと。

（1）橋梁検査員に挙げている2つの資格

（2）「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に記載されている資格のうち、施設分野が「橋梁（鋼橋）」又は「橋梁（コンクリート橋）」かつ知識・技術を求める者が「担当技術者」に該当するもの。

※橋梁検査員と橋梁点検員は、同一人物でないこと。

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者とする。また、配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術力を持つ技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

（4）報告書作成

ア 点検記録調書

「道路橋定期点検要領」（国土交通省道路局 令和6年）の様式（その1）、様式（その2）様式（その3）、「横断歩道橋定期点検要領」（国土交通省道路局 令和6年）の様式（その1）、様式（その2）様式（その3）および「橋梁定期点検要領」（国土交通省道路局 令和6年）の点検調書（その1）～（その11）を基に作成し、紙ベースでの報告書と電子媒体（エクセルデータ）での報告データの提出をすること。

イ 過年度橋梁点検結果との比較資料

得られた橋梁点検結果と過年度の橋梁点検結果の内容を各項目ごとに比較・照合した報告書を紙ベースおよび電子媒体（エクセルデータ）で提出をすること。

ウ 新技術の活用に関する検討資料

新技術活用の検討を実施し、検討結果の報告書を紙ベースおよび電子媒体で提出すること。

エ 全国道路施設点検データベース登録

作成した道路橋記録様式（様式 1～様式 3）を全国道路施設点検データベースの登録要領に沿って登録する。登録内容のデータベースへの反映は、登録日の翌日となるため、登録日の翌日以降に登録内容が適正に反映されているか確認を行うこと。なお、全国道路施設点検データベースの使用については、発注者の許可を得て実施するものとする。また、この業務にかかる費用は契約金額に含まれることとし、設計変更は認められない。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、以下の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。

- ① 業務着手時
- ② 業務中間報告時
- ③ 業務完了時

業務に関する打合せ記録の整理は、受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

業務着手時及び業務完了時は、原則、管理技術者が立ち会うこととする。

(6) 関係機関との協議等

橋梁点検を実施する際に、河川管理者、所轄警察署、鉄道会社及び他の道路管理者との協議が必要となった場合は、監督員と協議したうえで、受注者が行うものとする。また、協議に係る費用等も直接経費に含むものとする。

(7) 貸与資料

発注者が貸与する資料は、次のとおりとする。

- ① 橋梁台帳の写し
- ② 過年度の定期点検業務の報告書
- ③ その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

(8) 成果品

本業務の成果品は、下記のを提出することとする。

- ① 業務計画書、報告書 1部 A4キングファイル
- ② 電子データ 1式 CD-ROM 2枚
報告書データ、橋梁点検結果入力データ等
- ③ その他監督職員が必要と認めたもの